四　予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件の借入れをするとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件の貸付けをするとき。
六　予定価格が百万円を超えない財産の売払をするとき。
七　工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないとき。
［八～十一　略］
［2　略］
（契約書の作成）
第三十一条　契約担当者は、契約をしようとする場合には、契約の目的、履行期限、保証金額、契約違反の場合における保証金の処分、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成し、これに契約当事者が記名して印を押さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。
一　二百五十万円を超えない契約をするとき。
［二～四　略］
［2　略］
（育児休業支援手当金）
第百十五条の二の二　法第七十条の三第一項の規定により育児休業支援手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業支援手当金請求書を組合に提出しなければならない。
一　組合員の氏名
二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号
三　所属機関の名称及び所在地
四　育児休業の初日及び末日
五　育児休業に係る子の生年月日
六　標準報酬の等級及び月額
七　育児休業支援手当金の請求に係る期間及び請求金額
八　その他必要な事項
2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　育児休業に関する所属機関の長の証明書
二　勤務しなかつた期間に支払われた報酬についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書
三　配偶者が法第七十条の三第一項第二号又は同条第二項各号のいずれかに該当することを証明する書類
四　その他必要な書類
3　第一項の規定にかかわらず、前条第一項の規定する育児休業手当金請求書と併せて第一項に規定する育児休業支援手当金請求書を提出する場合は、当該育児休業手当金請求書に記載した事項と同一の事項については、当該育児休業支援手当金請求書への記載を省略することができる。
4　第二項の規定にかかわらず、同項に規定する書類のうち、前条第二項の規定により提出した書類と同一の事実を証明する書類の提出を省略することができる。

四　予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件の借入れをするとき。
五　予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件の貸付けをするとき。
六　予定価格が五十万円を超えない財産の売払をするとき。
七　工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないとき。
［八～十一　同上］
［2　同上］
（契約書の作成）
第三十一条　［同上］
一　百五十万円を超えない契約をするとき。
［二～四　同上］
［2　同上］

［新設］